

公立学校情報機器整備事業に係る各種計画

令和7年2月

志摩市

【三重県志摩市端末整備・更新計画】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①児童生徒数	2,428	2,349	2,230	2,095	2,024
②予備機を含む 整備上限台数	—	2,701	—	—	—
③整備台数 (予備機除く)	—	2,349	—	—	—
④ ③のうち 基金事業によ るもの	—	2,349	—	—	—
⑤累積更新率	—	100%	100%	100%	100%
⑥予備機整備 台数	—	80	—	—	—
⑦ ⑥のうち 基金事業によ るもの	—	80	—	—	—
⑧予備機整備率	—	3.4%	—	—	—

(端末整備・更新計画の考え方)

平成 30 年度から整備を開始した現行の Windows 端末については、令和 7 年 10 月 14 日にサポートが終了することから、全台を令和 7 年度の同日までに iPad 端末に入れ替えることとする。今期の更新後は、予算の平準化を図るため、令和 12 年度及び令和 13 年度と複数年度に分けて調達する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：2,931 台

○処分方法：小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託 2,931 台

○端末データの消去方法：

・処分事業者にも委託する。

○スケジュール（予定）

令和 7 年 8 月 処分事業者選定

令和 7 年 9 月 新規購入端末の使用開始

令和 7 年 10 月 使用済端末の事業者への引渡し

○その他特記事項

※令和 8 年度以降については、別途定める。

【三重県志摩市ネットワーク整備計画】

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合(%)

- ・総学校数 : 13 校 (中学校 6 校、小学校 7 校)
- ・確保できている学校数 : 4 校 (中学校 2 校、小学校 2 校)
- ・総学校数に占める割合 : 30.8%

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

- ・セルラーモデルの端末を導入し、各教室内においても主としてモバイル回線を利用することにより令和 7 年 9 月を目途に運用を開始する。
- ・運用開始後、全学校において帯域測定を実施し、推奨帯域を満たしていない学校については、令和 7 年度中にアセスメントを実施し対応策を検討する。
- ・アセスメントの結果を踏まえ、令和 8 年度末までにネットワーク環境の改善を実施する。

【三重県志摩市校務 DX 計画】

令和元年度から小学校に校務支援システムを導入し、校務管理・学籍管理・成績管理・保健管理や教員同士の情報共有のデジタル化を推進し、教職員の資質向上と事務の効率化を図っている。

今後、中学校にも校務支援システムを導入していくとともに次世代のクラウドサービスに移行する予定である。この際、校務系・学習系それぞれのシステムが有するデータを連携し、手入力作業を削減するなど、効率的かつ効果的な校務を実施し、学校経営、学習指導及び教育政策の高度化を図る。また、既に導入している保護者等連絡システムを引き続き有効に活用するとともに、デジタル採点システムの導入を行うほか、FAX・押印等の廃止や Google Workspace 等のサービスを効果的に活用することなどにより、教員と保護者・児童間の連絡のデジタル化、業務の効率化、教員間の作業の電子化及びペーパーレス化を図る。

これらの ICT の効果的な活用によって校務の効率化を実現し、教職員の働き方改革を推進する。

【三重県志摩市 1 人 1 台端末の利活用に係る計画】

1. 1 人 1 台端末を始めとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の実現及び志摩市教育大綱の「子ども一人ひとりを大切にする教育」「自然や伝統を愛し、ふるさとを誇ることができる教育」「知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育」「未来を創る人材を育む教育」を実現するために ICT 環境を整備し、すべての子どもがデジタルの力を有効活用しながら、主体的に課題と向き合い、他者とともに学びを深め、自らの個性や能力を伸ばしていくことを目指す。

2. GIGA 第 1 期の総括

1 人 1 台端末については、GIGA スクール構想に先がけ、平成 30 年度に実証校を設定し、当該校においてタブレット、学習支援ソフトウェア等の効果的な活用の実証研究を実施した。その後、令和元年度及び令和 2 年度において市内全小中学校への 1 人 1 台端末（Windows タブレット）の整備を完了した。また、併せて、大型提示装置について令和 2 年度から令和 4 年度にかけて全ての普通教室及び一部の特別教室に整備するとともに、校務無線通信ネットワークについて令和元年度から令和 4 年度にかけて全ての普通教室及び一部の特別教室に整備した。

教職員及び児童生徒の支援体制については、情報教育支援員を令和元年度は 1 人、令和 2 年度以降は 3 人を配置し、授業支援を実施しているほか、令和 4 年度以降はヘルプデスクを開設し支援を行っている。

ICT 機器等の利活用については、学習支援ソフトやドリルソフトの活用を含め、情報教育担当者会議等で実践を共有したり交流したりしながら、児童生徒が効果的に ICT 機器等を活用できるような体制づくりを進めてきたほか、「情報活用能力段階表」を作成・更新することで、児童生徒が系統的に情報教育に係る学びを深められるような取組を継続してきた。「令和 5 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によると、授業での ICT 機器を活用した指導や児童生徒の ICT 活用を指導する力などは、全国値と比較しても低くないが、市の独自調査から各学校間での家庭学習を含めた利活用率に差が生じていることが課題となっている。また、各教職員においても利活用率に個人差が生じている現状がある。これらのことを踏まえ、令和 7 年度の端末整備・更新に向けて、OS の変更等も含めた ICT 機器等の環境整備に係る議論を学校現場とともに進めてきた。

3. 1 人 1 台端末の利活用方策

1 人 1 台端末については、「Windows」から「iOS」への OS 変更を予定している。それに伴い、端末内のアプリや学習支援ソフトウェア等も変更を予定しているため、これまで培ってきた ICT 機器等の実践力や活用指導力を活かしながら、新端末に対応するとともに、更なる積極的な活用が進むよう取組を進めていく必要がある。

まず、端末更新時に児童生徒や教職員が戸惑うことがないように、支援員によるサポート体制を充実させたり、端末の具体的な使用方法や授業実践の仕方が分かるような研修会を行ったりしながら、主体的に ICT 活用に取り組むことができる環境整備を進める。

また、個別最適・協働的な学びの充実を図るため、総合教育センターが中心となり、1人1台端末を含めた各学校での ICT 機器等の活用方法について助言を行ったり、児童生徒に対する課題の取り組みせ方や児童生徒がやり取りをする場面における効果的な活用方法を広めたり深めたりしていく。

さらに、特別支援教育での活用の充実、外国人児童生徒に対する学習支援、不登校児童生徒に対する学びの保障や教育相談の充実等、1人1台端末やアプリ等を活用することで実現できる様々な可能性について、志摩市総合教育センターが中心となって研究や導入を行っていく。

このように、OS の変更が利活用の壁にならないような体制を構築しながら、1人1台端末から得られる情報を効果的に活用し、教職員の知見とデジタルの力を最適に組み合わせた、誰一人取り残すことのない教育の実現を図っていく。